

令和 8 年度

第 6 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 8 年 8 月 1 8 日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和 8 年 8 月 1 8 日第 6 回芽室町教育委員会会議を芽室町役場 2 階応接・会議室で開催した。

○開会時間 1 3 時 4 5 分

○閉会時間 1 3 時 5 9 分

○出席委員	教育長職務代理者	鳥 本 和 宏
	委員	福 井 栄 子
	委員	松 久 大 樹
	委員	土 井 慎 悟

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	教育推進課長	佐々木 雅 之
	教育推進課課長補佐	加 藤 伸 啓
	教育推進課教育推進係長	林 宏 明
	教育推進課教育総務係長	村 島 志津佳
	教育推進課教育総務係主査	坂 口 勝 己

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 議案第25号 芽室町立小中学校配置計画策定の件
- 日程第3 議案第26号 条例改正（芽室町立学校配置条例中一部改正）の議案
に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第4 議案第27号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案
に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第5 議案第28号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより、第6回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は、福井栄子委員とします。

◎日程第2「議案第25号 芽室町立小中学校配置計画策定の件」及び日程第3「議案第26号 条例改正（芽室町立学校設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第2「議案第25号 芽室町立小中学校配置計画策定の件」、日程第3「議案第26号 条例改正（芽室町立学校設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」につきましては、現在、議会との兼ね合いにより、本日の議案としては見送ることとし、後日改めて議案とさせていただきたいと思います。

異議はありませんか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、異議なしと認め、本日については議案見送りいたします。

この後の会議については、1件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第4「議案第27号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する、教育事務に関する議会の議案について町長の意見の申し出に関する事項に当たりますので、非公

開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

◎日程第4「議案第27号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第4「議案第27号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」について、説明願います。

以下、非公開

◎日程第5「議案第28号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第5「議案第28号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 56ページ、議案第28号についてご説明いたします。

議案第27号の芽室町奨学金貸付条例の一部改正に伴いまして、条例の委任を受ける規則の改正を行おうとするものであります。

改正案の内容について、新旧対照表で説明しますので、66ページへお進みください。

左側改正案について、条例改正を直接受けた条文の改正は、67ページの第13条のみであり、条例第17条の就学状況等の確認に基づき、規則第13条現況届の提出を義務づける内容でありまして、本規則の立てつけとして、手続に要する書類様式全てを条例ではなく規則で規定している関係から、新たに現況届の様式を規定する必要があるものであります。

改正内容を一つずつ説明しますので、68ページへお進みください。

左側改正案の第1号様式ですが、中段の1申請内容というところ、字が小さくて恐縮なのですが、その横に米印で「前年度と同一学年を重ねて履修する場合は貸付対象外となります」と追記されております。条例第2条第2項の「奨学金は、進級できなかったため同一学年を重ねて履修するときは対象としない」と、これを受けまして、様式の中に記載しているものであります。

続いて、69ページの第3号様式の削除ですけれども、右側に口座振込依頼書、第3号様式ですけれども、奨学金の振込口座指定は、前の68ページの第1号様式の中にも振込口座を指定する欄がございますので、

そこと重複することから、この様式自体を削除しようとするものです。

続きまして、70 ページから 73 ページは、それぞれ様式を規定する規則及びその根拠となる条例条文のずれを是正するものであります。

74 ページ、第 17 号様式は様式を新設するもので、現況届の様式を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

鳥本代理者。

○鳥本教育長職務代理者 先ほど聞けばよかったのですが、今回の改正に当たって、どれくらいの、学年が進級できなかったことに対する奨学金というのは支払われていたとか、問題点があったのか、多かったのか、例があったら教えていただけたらと思います。

○程野教育長 教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 お答えします。

今年度に入ってから教育委員会会議で議決いただいています、訴えの提起といった、奨学金貸付の償還金の滞納に係る裁判手続に関する取組の中で、委託した弁護士の先生から指摘を受けたというのが今回の改正の端となっております。

その方は、入学時、大学 1 年生のときに貸付けを利用されていて、その後利用がなかったのです。ですから、本来は就学状況に変化がある場合、条例上は本人が申出をするということになってはいるのですがけれども、実際に私どもは、申出がなかったので、順調に就学していて、その上でというところで、4 年生の卒業を迎えて、2 年間の据置きを経て、納付書をお送りしてお支払いをお願いしてきたわけですが、実際にはその方は 1 年生をもって退学されていたのです。そうなりますと、本来は翌年度から償還をしなければならないというのが条例上の正しい取扱いだということがありまして、ですので、今回、反省としましては、裁判はもう終わっているわけですが、その方の償還開始年度を正しく誤解なく取り組むためには、やはり本当に貸付けがなくても就学が続いているのかということを毎年度確認していかないと、これは駄目だというような指摘がありまして、今回この点に関しては改正する理由となったものであります。

ほかの方については確認がないです。

○鳥本教育長職務代理者 分かりました。

○程野教育長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案どおり可決い

たします。

○程野教育長 今後の日程について、お願いします。

○事務局 今後の日程になります。教育委員会会議定例につきまして、8月26日水曜日14時からとなります。

以上となります。

○程野教育長 以上で、第6回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 福 井 栄 子